

河内町告示第 2 2 号

平成 2 4 年第 2 回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 5 月 2 8 日

河内町長 野 高 貴 雄

1 . 期 日 平成 2 4 年 6 月 5 日

2 . 場 所 河内町議会議場

平成24年第2回(6月)河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	6月5日	火	午前10時	本会議	開会 議案等上程・説明 報告第1号～報告第4号 質疑・討論・採決 報告第5号～報告第8号 質疑 議案第1号～議案第7号 議員提出議案第1号 散会
2	6月6日	水		休 会	議案調査
3	6月7日	木		休 会	議案調査
4	6月8日	金	午前10時	本会議	開議 一般質問 議案第1号～議案第7号 質疑・討論・採決 閉会

平成24年第2回
河内町議会定例会会議録 第1号

平成24年6月5日 午前10時03分開会

1. 出席議員 12名

1番	雑賀	茂君	2番	雑賀	正光君
3番	服部	隆君	4番	廣瀬	裕君
5番	野澤	良治君	6番	青野	正君
7番	星野	初英君	8番	篠田	英一君
9番	牧山	龍雄君	10番	福智	正之君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野高	貴雄君
総務課	長	小川	輝文君
企画財務課	長	秋山	豊君
都市整備課	長	石山	正光君
秘書広聴課	長	関口	富士子君
経済課	長	羽田	健二君
教育	長	石山	眺君
教育委員会事務局	長	藤井	俊一君
教育委員会事務局	参事	萩原	治夫君
町民課	長	椿	法男君
福祉課	長	沼崎	繁君
福祉課	参事	大槻	正己君
出納室	長	藤ヶ崎	勇一君
子育て支援課	長	岩橋	弘君

1. 出席事務局職員

議会事務局参事 林 博行

1. 会議録署名議員

- 6番 青野正君
7番 星野初英君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成24年6月5日(火曜日)

午前10時03分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
日程2. 会期の件について
日程3. 諸報告
日程4. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度河内町一般会計補正予算(第8号))
日程5. 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度河内町一般会計補正予算(第9号))
日程6. 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程7. 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(河内町税条例の一部を改正する条例)
日程8. 報告第5号 平成23年度河内町土地開発公社事業決算について
報告第6号 平成23年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第7号 平成23年度河内町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第8号 平成23年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程9. 議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例
議案第2号 河内町立こども園設置条例の一部を改正する条例
議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号 平成23年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第5号 平成24年度河内町一般会計補正予算(第1号)
議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算(第1号)
議案第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程10. 議員提出議案第1号 河内町議会委員会条例の一部を改正する条例

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 諸報告

日程4. 報告第1号

日程5. 報告第2号

日程6. 報告第3号

日程7. 報告第4号

日程8. 報告第5号

報告第6号

報告第7号

報告第8号

日程9. 議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

日程10. 議員提出議案第1号

午前10時03分開会

議長（廣瀬 裕君） おはようございます。

ただいまより平成24年第2回河内町議会定例会を開催します。

本日の出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

ここで、河合康之氏の傍聴を許可いたします。

議長（廣瀬 裕君） 日程1、会議録署名議員の指名ですが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） それでは、

6番 青野 正君

7番 星野 初英君

両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） 日程2、会期の件を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会は、本日6月5日から6月8日までの4日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日6月5日から6月8日までの4日間と決定いたします。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程どおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

議長（廣瀬 裕君） 日程3、諸報告でございます。

初めに、平成24年第1回定例会において議決されました利根川の管理を国の責任で行うことを求める意見書につきましては、3月19日に内閣総理大臣ほか関係機関に提出いたしましたのでご報告いたします。

次に、野高町長におかれましては、4月9日に開かれまして関東各都県町村長会議にて、関東町村会長に就任されました。おめでとうございます。（拍手）

次に、野高町長より、報告をお願いいたします。

野高町長。

〔町長野高貴雄君登壇〕

町長（野高貴雄君） おはようございます。

平成24年第2回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折ご出席をいただき、ご苦労さまでございます。

4日、野田再改造内閣が発足され、本県選出であります郡司 彰氏が、農林水産大臣に就任されました。改めて、TPP問題を初め、厳しい状況におかれている日本の農業を元気にするため、力を発揮してほしいと思います。

5月には、茨城県つくば市を初め、栃木県にまで及ぶ広範囲の地域におきまして、国内最大級の竜巻が発生し、大きな被害をもたらしました。被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

また、22日には、高度経済成長の象徴でもあった東京タワーにかわり、日本の建築技術の結晶である高さ634メートルを誇る世界一の自立式電波塔スカイツリーが開業いたしました。東日本大震災と復旧復興で消耗した被災地が自信と希望を取り戻し、うつむきがちな日本人を勇気づけるとともに、日本全体を元気づける新たな拠点として、人々に長く愛

され続ける世界のランドマークへと育つことを期待したいと思います。

先ほど、廣瀬議長から報告がございましたが、去る4月9日開催されました関東各都県町村会会長会議におきまして、関東町村会会長に就任することになりました。大変身の引き締まる思いであります。今まで、茨城県町村会会長といたしまして、地域の声を国政に届けるため、国、県、東京電力等に何回も要望、陳情するなど精いっぱい努めてまいりました。そして、これからも地域住民と向き合いながら、河内町を初め、各町村が魅力的な町となるよう、地域社会の発展に向け最善の努力をしてまいります。

先月、みずほ小学校の開校式典が行われました。本年度から、長竿小学校、源清田小学校が統合され、みずほ小学校が開校され、新たな歴史を刻むこととなりました。子供は、かけがえのない大事な宝物です。町の発展には子供の教育は欠かせません。子供たちの未来、子供たちの大きな夢をはぐくむ教育が何よりも大切であり、この学校再編計画を前向きにご判断されました関係各位の皆様にご改めて敬意を表しますとともに、この統合再編が河内町の将来にプラスとなり、次世代を担う子供たちに夢と活力を与えるものとなることでしょう。

5月12日には、田植え祭りが、快晴の中、開催され、近隣市町村長、県からも、県民センター長を初め多くの来賓の方々、そして成田国際空港株式会社からは、小堀副社長をお迎えし、多くの方が農業体験をされました。その数約650名、ふるさとかわち設立の目的であります河内町農業の活性化の推進に大きく寄与されたものと思われまます。ご参加、ご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

65歳以上の皆さんを対象に、高齢者の元気アップ大作戦といたしまして設立したかわち寿大学の始業式が5月30日、盛大に行われました。私もその中で、町政の概要について講演をさせていただきました。現在、各地区の皆さんは、健康体操を企画したり、視察研修を計画したりと活発に行動しております。6月には、全学級の皆さんでの視察研修の計画もされることなど、当初の目的とした積極的な社会参加に向けて活動していることは大変喜ばしい限りです。これからも、皆さんが、元気で大きな声で笑えるまちづくりをさらに進めていきたいと考えております。

5月25日に、私は、東京ビッグサイトで行われました自治体フェア、トップが語る自治体経営に講師として招かれまして、日本の農業を守るお米のブランド化戦略と題して、全国の地方公共団体を初め、行政団体、そして議会関係者の皆様の前で、株式会社ふるさとかわち設立までの経緯と「おかずのいらぬかわちのお米」や「とねのめぐみ」の販売戦略について講演をいたしました。このように、ふるさとかわちを中心としての農業の政策も各方面から注目されておきまして、そしてこれからも河内ブランドを広く全国へ発信してまいりたいと思います。

平成24年度も2カ月過ぎたところですが、元気一番、やる気一番で「小さくてもきらりと光る大きなまち河内」づくり実現のため、皆様方の一層のご協力をお願い申し上げます、

報告といたします。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

議長（廣瀬 裕君） 日程４から日程９の審議に入るに当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

野高町長。

〔町長野高貴雄君登壇〕

町長（野高貴雄君） 平成24年第２回河内町議会定例会提出案件の概要説明を申し上げます。

報告第１号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に2,067万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億8,927万9,000円とするものであります。

第１表の歳入予算の主なものにつきましては、東日本大震災に関する災害復旧費の財源組み替えにかかる町債6,030万円、基金繰入金2,000万円を減額し、震災復興特別交付税の計上にかかる地方交付税１億74万4,000円を増額するものであります。

歳出の予算の主なものにつきましては、農林水産業費の農業費として農地農業用施設災害復旧事業にかかる補助金等2,667万7,000円の計上による増額であります。

第２表の繰越明許費につきましては、農業用施設災害復旧事業を含む３事業について年度内完了ができないことから、予算を翌年度に繰り越すために設定するものであります。

第３表の地方債補正につきましては、国の第３次補正予算で措置されました震災復興特別交付税の計上により廃止するものであります。

以上、平成23年度河内町一般会計補正予算（第８号）を、平成24年３月28日付で専決処分したので報告するものであります。

報告第２号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に１億円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億8,927万9,000円とするものであります。

第１表の歳入予算につきましては、町債1,500万円を減額し、地方交付税１億1,500万円を増額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費の総務管理費として、財政調整基金及び公共施設整備基金への積み立てを、それぞれ5,000万円増額計上するものであります。

第２表の地方債補正につきましては、役場庁舎耐震補強改修事業費の確定に伴い、限度額1,500万円を減額するものであります。

以上、平成23年度河内町一般会計補正予算（第９号）を、平成24年３月30日付で専決処分したので報告するものであります。

報告第３号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が、平成24年3月31日に交付されたことに伴い専決処分により河内町国民健康保険税条例の一部を改正したので報告するものであります。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が、平成24年3月31日に交付されたことに伴い、専決処分により河内町税条例の一部を改正したので報告するものであります。

報告第5号 平成23年度河内町土地開発公社事業決算について、ご説明申し上げます。

本件は、平成23年度河内町土地開発公社事業決算につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するものであります。

報告第6号 平成23年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、農林水産業費として、農業用施設災害復旧事業131万円を、土木費として町道整備事業684万3,000円及び災害復旧費として、道路橋梁災害復旧費1,002万8,000円を、全額一般財源を充当して平成24年度への繰越額として決定したものであります。これらの繰越明許費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

報告第7号 平成23年度河内町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、国土交通省の堤防強化工事完了後に予定していましたが土木費の町道整備事業について、東日本大震災の影響により、国土交通省の工事がおくれ、年度内の事業完了が困難になったため、668万円を全額一般財源を充当して平成24年度事故繰り越しとするものであります。この事故繰り越しについては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成23年度河内町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告をするものであります。

報告第8号 平成23年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、下水道建設費として、霞ヶ浦常南流域下水道事業建設負担金226万8,000円について繰越明許を設定し、平成24年度の繰越額として決定したものであります。これらの繰越明許費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成24年7月9日に施行されることに伴い、関連条例の整理として河内町印鑑条例の一部を改正するものであります。

議案第2号 河内町立こども園設置条例の一部を改正する条例及び議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、現在の河内町立こども園設置条例においては、園医等の委嘱の規定について掲げておらず、幼稚園については、河内町立幼稚園管理規則、保育所については河内町立保育所設置条例の規定において、それぞれ継続して運用してきたものでありますが、今回、こども園設置条例の条文の中に園医等の規定を設け、委嘱の根拠を明確にするものであります。

議案第4号 平成23年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定により平成23年度未処分利益剰余金452万350円を建設改良積立金に積み立てすることにより処分するに当たり議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に2,070万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億3,484万1,000円とするものであります。

第1表の歳入予算につきましては、繰越金2,070万7,000円を増額するものであります。歳出予算の主なものにつきましては、民生費233万3,000円、衛生費1,484万9,000円、農林水産業費193万2,000円を増額するものであります。

議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、新たに第6条として一時借入金の事項を加え、一時借入金の限度額を1億4,000万円とし、第3条予算収益的支出の営業外支出を320万円増額するものであります。320万円は、一時借入金利息であります。

議案第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本件は、河内町固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成24年6月23日をもって満了となることに伴い、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、報告8件、議案7件について、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

提出案件の説明は終わりました。

議長（廣瀬 裕君） 日程4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第1号、平成23年度河内町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。
討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。
報告第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第1号、平成23年度河内町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり承認することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号、平成23年度河内町一般会計補正予算（第9号）について、議題といたします。

報告第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。
討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。
報告第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号、平成23年度河内町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり承認することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号、河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

椿町民課長。

町民課長（椿 法男君） それでは、報告第3号、河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要説明をいたします。

本件は、譲渡所得に係る国民健康保険税の課税について、東日本大震災により滅失した居住用家屋の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に伴う条文の追加をするものです。居住用家屋が東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む）し

たことによって、その居住の用に供することができなくなった方について、その居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間の要件が、災害があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間とすることとされたものです。租税特別措置法の規定では、居住用家屋の滅失、それから災害があった日から3年となっております。

この条例の施行期日は平成24年4月1日です。以上です。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

報告第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号、河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程7、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第4号、河内町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） それでは、報告第4号の河内町税条例の一部を改正する条例の概要についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部改正により、河内町税条例の一部を改正したものです。

主な改正点は次のとおりです。

個人町民税関係本則では、年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申請書が提出不要になったことから、寡婦（寡夫）控除額の文言を削除するものであります。

附則では、東日本大震災にかかわる被災居住財産の敷地にかかわる譲渡期限の特例の中の滅失した居住用家屋の敷地にかかわる譲渡期限の延長に伴う条文を追加し、期限延長の年度について「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」等に改め、条文の整理を行ったものであります。

固定資産税関係附則では、新築住宅等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものが行うべき申告の中の引用条項の改正をし、土地の価格の特例等見出しの対

応年度を「平成25年度又は平成26年度」に改め、また、本条例改正に伴い同条中の年度整理をしたものであります。

その他、特別土地保有税の課税の特例で、本条例改正に伴い、引用条項の変更と年度整理をしたものであります。

施行期日、この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書きの改正規定は平成26年1月1日から施行する。以上であります。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

報告第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第4号、河内町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程8、報告第5号から報告第8号を一括して報告といたします。

報告第5号から報告第8号までの質疑を求めます。

6番青野 正君。

6番（青野 正君） 報告第5号の開発公社の事業決算について、例年ですと、3万円くらいの支出みたいなことになっていると思うのですが、今回、30万円ですか、補正予算だと27万8,000円くらいにかかっているということで、どういうあれでかかったかちょっと教えていただけませんか。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） お答えいたします。

土地開発公社の関係の法人町民税について、県の方から指導がありまして、県民税は納めていたのですが、法人町民税につきましては、私どもの方で解釈をして、納めていなかったもので、これにつきまして、5年間のさかのぼりをしまして27万7,400円ほど増加させていただきまして、町の方に納めたという状況であります。以上です。

議長（廣瀬 裕君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 以上、報告第5号から報告第8号の報告が終わりました。

議長（廣瀬 裕君） 日程9、議案第1号から議案第7号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例について、担当課長に議案の説明を求めます。

椿町民課長。

町民課長（椿 法男君） 議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例についての概要説明です。

改正の概要です。平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行並びに外国人登録法の廃止により、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民についても、住民基本台帳法の適用対象となり、住民基本台帳に登録されることとなります。これに伴い、その印鑑登録に関する登録資格、印鑑の登録や抹消及び印鑑登録証明事項等について所要の整備を行うため、河内町印鑑条例の一部を改正するものです。以上です。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町立こども園設置条例の一部を改正する条例について、担当課長に議案の説明を求めます。

岩橋子育て支援課長。

子育て支援課長（岩橋 弘君） それでは、議案第2号 河内町立こども園設置条例の一部を改正する条例について、概要をご説明申し上げます。

この条例改正なのですが、条例改正は、河内町立こども園設置条例の中に、園医等の委嘱、いわゆる内科医、歯科医、薬剤師の委嘱の規定を設けるものでございます。

現在の幼保連携型河内認定こども園は、幼稚園と保育所の両方が併設されている施設になりますが、園医等の委嘱については規定されておりません。といいますのは、幼稚園は、幼稚園管理規則の中で、学校医等の委嘱として学校保健安全法を根拠に規定されておりまして、また、保育所は、保育所設置条例の中で、保育所に嘱託医を置くとして児童福祉法の規定により厚生労働大臣が規定する児童福祉施設の最低基準に関する省令を根拠に規定されておりまして、それぞれの規定を継続して運用してきたものであります。これらの取り扱いが、こども園として一つの施設の中で、今なお継続しているわけですが、これらの取り扱いが複雑でわかりにくいということから、今回、こども園設置条例の中に、園医等の規定を設けて、委嘱の根拠を明確にしていくものであります。

なお、前段の改正文につきましては、園医等の委嘱として第4条が新たに設定されますので、既存の第4条から第11条を1条ずつ繰り下げて、間に挿入するという改正文になってございます。また、その前の第9条第1項中の条文に第6条という条番号が出てくる条文がありまして、1条ずつ繰り下がるために、第6条が第7条と改まるものでございます。

24年7月1日からの施行ということでございます。以上でございます。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に議案の説明を求めます。

岩橋子育て支援課長。

子育て支援課長（岩橋 弘君） 議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、概要をご説明いたします。

先ほどの議案第2号の条例改正の関連であります。第14条第5項は、費用弁償の支給の規定であり、「校医」の次に、「園医（保育所嘱託医）」を加えるものでございます。

それから、別表第3は、非常勤職員の報酬を定めた一覧でございます。その中の「保育所嘱託医」を「園医（保育所嘱託医）」に改めるものであります。

同じく、平成24年4月1日施行ということでございます。以上でございます。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 平成23年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、担当課長に議案の説明を求めます。

石山都市整備課長。

都市整備課長（石山正光君） それでは、議案第4号 平成23年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その概要をご説明申し上げます。

企業会計の利益剰余金の処分につきましては、平成23年度までは、地方公営企業法で、その処分の規定がされておりました。ところが、平成24年度から地方公営企業法が改正されて、処分につきましては、各事業体で条例を制定するか議会の議決によるということになりました。この改正に伴いまして、23年度利益剰余金452万350円を建設改良積立金に積み立てにより処分するため、議会の議決を求めたものでございます。以上です。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第5号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第1号）について、担当課長に原案の説明を求めます。

秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） それでは、議案第5号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

当初の予算額に2,070万7,000円を追加し、予算の総額を41億3,484万1,000円とするもので、歳入歳出予算について補正をするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、繰越金2,070万7,000円を増額するものであります。歳出の主なものにつきましては、民生費の児童福祉費として、こども園嘱託医報酬142万2,000円、衛生費の保健衛生費として、ポリオ予防接種の事業委託料400万円、衛生費の清掃費として、東日本大震災にかかわる災害等廃棄物処理委託料として1,082万2,000

円をそれぞれ増額するものであります。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書によりご確認をお願いしたいと思います。以上です。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、担当課長に原案の説明を求めます。

石山都市整備課長。

都市整備課長（石山正光君） それでは、議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

水道事業では、本年度配水池の建設工事を予定しておりますが、国の補助金と起債によります借入金が収納されるまでの間、その支払いにつきまして、一時借入れによって賄うため、一時借入金の項目を設定しまして、一時借入金の限度額を1億4,000万円としました。また、一時借入金の支払い利息を320万円計上したものでございます。以上です。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、議案第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、担当課長に原案の説明を求めます。

小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） ご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員であります青野 功氏が、今回、任期が切れますので、再任ということで提出をいたしました。以上です。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

原案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第2号 河内町立こども園設置条例の一部を改正する条例について、議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 平成23年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第5号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての計7件については、本日、議案調査のため、説明のみにとどめ、6月8日に質疑、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

議長（廣瀬 裕君） 日程10、議員提出議案第1号 河内町議会委員会条例の一部を改

正する条例について、議題といたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号の提案理由は省略することに決しました。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号は、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、河内町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月8日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時48分散会